

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年9月1日に、資格喪失日に係る記録を53年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から53年3月21日まで

私は、昭和51年9月に、社会保険及び雇用保険の制度が完備されていることを確認してA社に入社した。53年3月の退社後に失業給付等の申請手続をしたので、厚生年金保険にも加入していたと思っているが、そのころの年金記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は昭和51年9月1日に被保険者資格を取得し、53年3月20日に離職している上、申立事業所を退職して約7か月後に就職した事業所が保管する社員名簿の職歴に、申立事業所について申立期間とおおむね同じ勤務期間が記入されていることから、申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できるほか、申立人の同僚に照会し、回答があった9人のうち、3人が申立人を覚えていると回答している。

また、上記同僚照会の回答者は、申立事業所における社員の厚生年金保険の取扱いについて、i) 採用と同時に加入させていた(3人)、ii) 1か月から3か月の試用期間があった(4人)、iii) 取扱い自体が分からない(2人)と回答しているところ、試用期間があったとする者も入社と同時に厚生年金保険に加入している者が認められるほか、当該9人のうち4人は、申立事業所にはアルバイトやパートはおらず、全員が正社員であった旨を回答している。

さらに、回答者のうちの1人は、申立事業所に係る申立期間の約2年後の時点(昭和55年6月20日現在)の従業員名簿を所持しているが、このうち男性

従業員 38 人中、名簿作成時点直前に入社した 1 人を除く 37 人全員が厚生年金保険に加入しており、うち 32 人が入社と同時に加入しているのが確認できる。

加えて、申立期間中の申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番は無いが、昭和 51 年から 52 年にかけて、その付番順は、被保険者資格の取得年月日順にはなっておらず、資格取得日を遡^{そきゅう}及訂正されている者も 9 人認められることから、申立事業所は被保険者資格取得手続を必ずしも適切に行っていなかったと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立期間において申立人は、厚生年金保険に加入すべく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 9 月から 53 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和24年5月31日から25年5月31日まで
は船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における
資格喪失日に係る記録を25年5月31日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月31日から25年8月23日まで
② 昭和33年8月4日から34年11月1日まで

私は、船員として、申立期間①はB丸（A社が事務組合として船員保険等
を統括）に、また、申立期間②はC丸に、それぞれ乗船して働いていた。こ
のことは船員手帳により明らかであるにもかかわらず、当該期間が船員保険
の被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立 てどおりB丸に乗船して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録及び船員保険被保険者台帳では、申立人のA社にお
ける資格喪失日は昭和24年5月31日と記録されているところ、船員保険被
保険者名簿の当該事業所に係る資格喪失日は25年5月31日と記載されてお
り、申立人のA社に係る行政の記録管理に不備が認められる。

さらに、船員保険被保険者名簿における申立人のA社に係る被保険者資格
の喪失日は、申立人の船員手帳における同社の雇止日（昭和25年8月23
日）により近接したものとなっている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における申立人の被保険者資
格の喪失日は、昭和25年5月31日と認められる。

また、昭和24年5月31日から25年5月31日までの標準報酬月額につい
ては、A社に係る船員保険被保険者名簿の記録から3,300円とすることが妥
当である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 25 年 6 月 1 日から同年 8 月 23 日までについても、船員手帳により勤務実態は認められるものの、当時の船舶所有者や船長は連絡先不明であることから、申立人の当該期間に係る船員保険の適用状況等について、確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿には船舶名が記載されていないことなどから、B丸に乗っていた者を特定できないため、同僚の証言等を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 25 年 6 月 1 日から同年 8 月 23 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②についても、申立人が所持する船員手帳により、申立てどおりC丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立人のC丸に係る船員保険被保険者記録は、船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿において、昭和34年11月1日に被保険者資格取得、35年2月29日に被保険者資格喪失とされており、これらの記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C丸の船舶所有者及び船長は死亡しているほか、C丸に係る船員保険加入記録のある同僚のうち連絡先が判明したのは一人であるところ、同人は、「当時のことは覚えていない。」としているため、申立期間②当時の船員保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から12年3月まで

平成11年の終わりごろか12年ごろ、社会保険事務所(当時)から来た女性の集金人に、「国民年金保険料が未納の場合、2年間は時効とならずにさかのぼって納付できるので、なるべく納付した方が良い。」と言われ、当時1か月当たり1万3,000円から1万4,000円ぐらいであった保険料を納付が可能な時期までさかのぼって数か月分を10回程度現金で納付した。この集金人への保険料支払い状況は、当時の妻が見ていたと思う。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る保険料を集金人に支払っていた状況は当時の妻が見ていたと主張しているところ、申立人の元妻は申立期間の保険料の集金の時期及び回数等の納付状況について、「昔のことなので正確には覚えていない。」としている。

また、A年金事務所では、「申立期間当時、保険料の未納者に対しては、社会保険事務所への呼び出しによる保険料の徴収が主であり、未納者の自宅を訪問することは少なかった。また、当時の未納保険料の徴収に関する記録は保存されていないため詳細は不明である。」としていることから、申立期間について申立人が主張する訪問による保険料の徴収状況は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は平成7年10月以降は申立期間を含めて未納期間又は免除期間となっていることが確認でき、保険料の納付意識が高かったとは認め難い。

加えて、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、申立人に別の番号が払い出されていたとは考え難い上、事務処理の機械化が図られ、行政側の記録管理に漏れ又は誤りが生ずる可能性は低く、申立人が申立期

間に係る保険料を10回程度に分けて納付したとする保険料の納付記録が漏れているとは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年1月まで

昭和60年1月に会社を退職後、市か県か国か、どこから来たのかわからないが、国民年金の加入を勧めるような通知が来た。役所へ加入手続に行った記憶は無いが、納付書のようなものが来たので国民年金保険料を自分で納付した。

どこで納付したか覚えてはいないが、退職金を元に一回で納付した記憶があるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和61年8月ごろと推測され、申立人は、当該時点で同年2月11日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和61年4月から同年6月までの保険料を同年8月11日に現年度納付したことが確認でき、その後、62年8月1日に61年2月及び3月の保険料を過年度納付しているが、当該時点では、申立期間のうち60年2月から6月までの保険料は時効により納付することはできない上、ほかに申立期間に係る保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和60年2月1日から61年2月11日までは、A健康保険組合の任意継続被保険者期間であったことが確認できるところ、同組合によると、当該期間の保険料納付については、申立人の場合、制度上、申立期間中の年度内の半年分の任意継続保険料を前納することが可能であったとしていることから、当該保険料と混同している可能性もうかがえる。

加えて、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は明確ではなく、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 57 年 6 月まで

私は、出産のため昭和 55 年 1 月に A 社を退職し、その際に既に妊娠中であつたため、会社から保険の加入手続を指導された記憶があり、健康保険及び国民年金をセットで加入手続を行っているのに、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、昭和 57 年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金の任意被保険者資格を同年 7 月 29 日から取得していることが確認できることから、申立期間は、任意加入期間であり、制度上、さかのぼって資格取得することはできず、国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料は納付できない上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は国民年金保険料を昭和 57 年 7 月分から納付していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間に住民登録をしていたとする B 市 C 地区において、国民年金の加入手続の場所、時期等の記憶が無く、保険料の納付方法等についても記憶があいまいである上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案1011

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から4年3月まで
両親は、20歳になったら国民年金に加入し保険料を払うのが義務だと言っていたが、私は当時、まだ学生だったので、国民年金保険料を親に立て替えてもらって前納した記憶があるのに、申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。加入手続及び保険料の納付は、当時、親戚関係にあったA市役所職員が行ってくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が保険料納付を依頼していたとする市役所職員は既に親族ではなく、連絡も取れない状態であるため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録により、申立人に、現在基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、平成9年3月11日で国民年金の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年6月まで

私は、勤務していた事業所を退職後、職業安定所に通いながらバイクの免許を取得し、仕事を探していた。再就職先が決まるまで国民年金が未加入になるのが嫌だったので、昭和54年3月又は4月ごろにA市B支所で加入手続を行い、数か月分ずつ納付書で同支所において納付し、55年7月に口座振替の手続を行ったと記憶している。申立期間が未加入期間とされていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和55年7月ごろと推定されるところ、申立人は、同手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の一部は国民年金の任意加入期間となり、制度上、さかのぼって加入することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市が保管する電算記録では、申立人の納付記録が確認できる時期は昭和55年7月以降であり、この記録はオンライン記録及び国民年金被保険者台帳の記録とも一致している。

さらに、申立人は、保険料を数か月分ずつ納付書でA市B支所において納付したとしているところ、申立人の上記国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間のうち昭和54年1月から55年3月までは過年度保険料となり、同支所の窓口で納付することはできない。

加えて、申立人は夫名義のC銀行D支店の預金口座からお金を引き出して、保険料を納付したとしているところ、同銀行では、当該預金口座の口座開設日は申立期間後の昭和62年11月9日であるとしている上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から同年6月まで

私は、申立期間当時は学生だったので国民年金保険料の免除申請を行ったが、手続が遅れたために平成11年7月から納付が免除されることとなった。免除されなかった申立期間の国民年金保険料は、他界した父が同年7月から同年9月ごろに3か月分を一括して納付してくれた。申立期間が未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「夫は、督促等を受けることが嫌いな人であり、納付書が来れば必ず納付する人だった。」と主張しているところ、申立人は、平成12年8月9日付けのA社会保険事務所（当時）が発出した申立期間に係る「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」を所持している上、オンライン記録から13年6月8日に申立期間の国民年金保険料納付書が作成されていたことも確認できることから、当該催告状の発出時点及び納付書作成時点で申立期間の保険料は未納であったことが確認できる。

また、B市が保有する国民年金記録表においても、申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、保険料の納付に関する詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から2年9月までの期間及び5年11月から6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から2年9月まで
② 平成5年11月から6年10月まで

申立期間①について、私は、平成元年5月に会社を退職後、国民健康保険や国民年金に加入していなかったが、同年9月に体調を崩し、病院に行く必要があったため、私の母に国民健康保険の加入手続をしてもらった。

その際、区役所の窓口で国民健康保険と国民年金の両方に加入するよう言われたので、国民年金の加入手続も行った後、私か母が平成元年5月から同年9月までの保険料をまとめて納付した。

当時は、アルバイトだったので、まとめて納付した保険料が高かったのを覚えており、平成元年10月以降の保険料は、送られてきた納付書によって私が毎月、郵便局か銀行で納付していた。

申立期間②について、申立期間①のことがあったので、会社を退職後に間を空けず、私が国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書によって保険料を毎月、郵便局か銀行で納付していた。

しかし、申立期間①及び②の国民年金の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の納付記録及びA市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の作成日などから、平成7年11月ごろに払い出されたものと推認される。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金被保険者資格の取得年月日は平成6年11月16日となっており、上記の被保険者名簿及びオンライン記録の取得年月日と一致していることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されないため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①において、申立人は、平成元年9月ごろ、同居する申立人の母が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしているところ、その母は申立人に係る国民年金の加入手続について具体的に覚えていないとしているほか、申立人は、元年5月から同年9月までの保険料をまとめて納付したと主張しているものの、その納付方法については、「私か母のどちらかが納付したと思う。加入手続を行った際に窓口で納付したのか、後から納付書が送られてきて納付したかは、はっきり覚えていない。」としており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る詳細は不明である。

加えて、戸籍の附票により、申立人は、昭和52年6月から現在まで住所を変更していないことが確認できるところ、申立期間②において、申立人が国民年金に加入し、保険料を納付しながら、申立期間②の後に、再度、同一市で国民年金の加入手続を行うことは考え難いなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 28 日から 52 年 5 月 25 日まで
② 昭和 55 年 6 月 10 日から 56 年 6 月 20 日まで

私は、申立期間①においてはA社で、申立期間②においてはB社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社に正社員として勤務していたと申し立てているが、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は無く、また、同社において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚に照会したところ、回答のあった3人全員が、「申立人については記憶が無い。同社では厚生年金保険の加入と同時に雇用保険の加入手続が行われていた。」としていることから、申立人の同社における勤務実態は推認できない。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても申立人の原票は確認できず、同原票の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社は、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことがうかがわれる。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に正社員として勤務していたと申し立てているところ、事業主は、「申立期間当時、申立人と同じ職場だった同僚が、申立人は在籍していたと言っている。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は無いところ、B社は、「厚生年金保険の加入手続と同時に雇用保険の加入手続も行っていた。」と回答している上、同僚調査の結果でも、同社における雇用保険の取扱いについて回答のあった3人全員が厚生年金保険の加入と同時に雇用保険の加入手続が行われていたとしていることから、申立人は厚生年金保険には加入していなかったことがわかる。

また、同社の健康保険はC健康保険組合であるところ、同組合は、「申立人に係る加入記録は無い。」と回答している。

さらに、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前は無く、同名簿の整理番号に欠番も無い。

加えて、同社は、申立期間②における厚生年金保険の資料について、「申立人の前後に入社した者に係る被保険者資格の取得届及び喪失届の写し等の記録は残っているが、申立人の記録は無い。」と回答している。

- 3 このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 1 日から 47 年 11 月 24 日まで

私は、昭和 46 年 8 月に伯父の紹介で A 事業所に就職し、営業を担当していたが、47 年 11 月ごろ同事業所の事業主から事業所が倒産したとの話があったので転職した。同事業所での厚生年金保険の加入記録が全く無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 事業所で勤務していたとしているところ、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立事業所は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所記号索引簿において適用事業所としての記録は無い上、申立事業所の所在地を管轄する法務局においても、申立事業所に係る商業登記簿は確認できない。

さらに、申立人は、申立事業所の従業員は申立人を含めて 3 人で、ほかに 1 人か 2 人は居たかもしれないとしているところ、申立期間当時の適用事業所の要件は、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所とされていたことから、申立事業所は当該要件を満たしていなかった可能性がある。

加えて、申立人に申立事業所を紹介したとする伯父は既に亡くなっており、申立人は事業主及び同僚について姓を記憶しているのみであることから、これらの者を特定できず、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。